

高知県

高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び
高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金

令和8年度
募集

申請書作成の手引き

高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び
高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金事務局

本手引きについて

本手引きは、高知県内に所在する医療機関等（※高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金については、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、薬局、訪問看護ステーションが対象であり、高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金については、病院・診療所（医科・歯科）・薬局・訪問看護ステーション・助産所・施術所）を対象として、本給付金の制度や、申請書等の記載方法について説明しています。

本給付金の申請を行う場合は、必ず、本手引きを確認してください。

高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金を申請される方は、2 ページ目からご覧ください。

高知県医療施設等物価高騰対策事業給付金を申請される方は、35 ページ目からご覧ください。

対象施設一覧

	医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金	医療従事者処遇改善等支援事業給付金	
		物価支援事業	賃上げ支援事業
	高知市を除く高知県内の医療施設等（病院は高知市を含む）でR8.1.1までに開設しており、本給付金の申請日時点で廃止していないこと	R7.4.1からR8.3.31までに診療報酬請求の実績があり、R8.1.1において廃院・廃止していない（R8.1.2以降に廃院・廃止を予定している場合も含む）	R7.4.1からR8.3.31までに診療報酬請求の実績があり、R8.1.1において廃院・廃止していない（R8.1.2以降に廃院・廃止を予定している場合も含む）
病院	○	国が直接交付	
有床診療所	○	○	○
無床診療所 （医科・歯科）	○	○	○
薬局	○	○	○
訪問看護ステーション	○	×	○
助産所	○	×	×
施術所	○	×	×

高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金

1 事業の概要

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇改善（賃上げ支援事業）及び診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するため（物価支援事業）の給付金を支給するとともに、確実な賃上げ及び経営の改善に繋げることを目的としています。

2 申請要件

○賃上げ支援事業

賃上げ支援事業の申請要件は、次の（１）から（５）の全てを満たす有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーション（（４）を除き以下「申請者」という。）とします。

- （１）対象事業所・施設については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに診療報酬請求の実績がある事業所・施設に限る。
- （２）令和8年1月1日において廃院・廃止しておらず、同年1月2日以降に廃院・廃止の予定がないこと。また、申請時点で休止届を届け出していないこと。
- （３）県税の滞納がないこと。
- （４）申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、別表に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- （５）以下のいずれかを満たす事業者・施設とする。

ア 令和8年3月1日時点で外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料、入院ベースアップ評価料（医科）、入院ベースアップ評価料（歯科）若しくは訪問看護ベースアップ評価料を届け出ている事業所

イ 薬局において、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する事業所

ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみの診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後の

ベースアップ評価料を届け出ることを誓約する事業所・施設

○物価支援事業

物価支援事業の申請要件は、次の（１）から（４）を満たす有床診療所、無床診療所（内科・歯科）及び薬局とします。

- （１）対象事業所・施設については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに診療報酬請求の実績がある事業所・施設に限る。
- （２）令和８年１月１日において廃院・廃止しておらず、同年１月２日以降に廃院・廃止を予定がないこと。また、申請時点で休止届を届け出していないこと。
- （３）県税の滞納がないこと。
- （４）申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成２２年高知県条例第３６号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、別表に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

別表

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 給付基準額

事業所種別		給付基準額	
		賃上げ支援事業	物価支援事業
有床診療所		使用許可病床数×72,000 円 ※2、※3	使用許可病床数×13,000 円 ※3、※4
無床診療所（医科・歯科）		1 施設×150,000 円	1 施設×170,000 円
薬局	5 店舗以下※1	1 施設×145,000 円	1 施設×85,000 円
	6 以上 19 店舗以下※1	1 施設×105,000 円	1 施設×75,000 円
	20 店舗以上※1	1 施設×70,000 円	1 施設×50,000 円
訪問看護ステーション		1 施設×228,000 円	－ ※5

※1 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）又は特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の同一グループ内の店舗数とします。

※2 使用許可病床数が2床以下の場合は1施設×150,000 円を支給します。

※3 令和7年8月1日時点の使用許可病床数とする。令和6年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」（令和7年度に繰り越して実施）により同年8月2日以降に削減した病床数を除くこと。

※4 使用許可病床数が13床以下の場合は1施設×170,000 円を支給します。

※5 訪問看護ステーションは物価支援事業を申請できません。

4 給付金活用の留意事項

（1）賃上げ支援事業について

- ① 原則として、令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大してください。ただし、賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給できますが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水

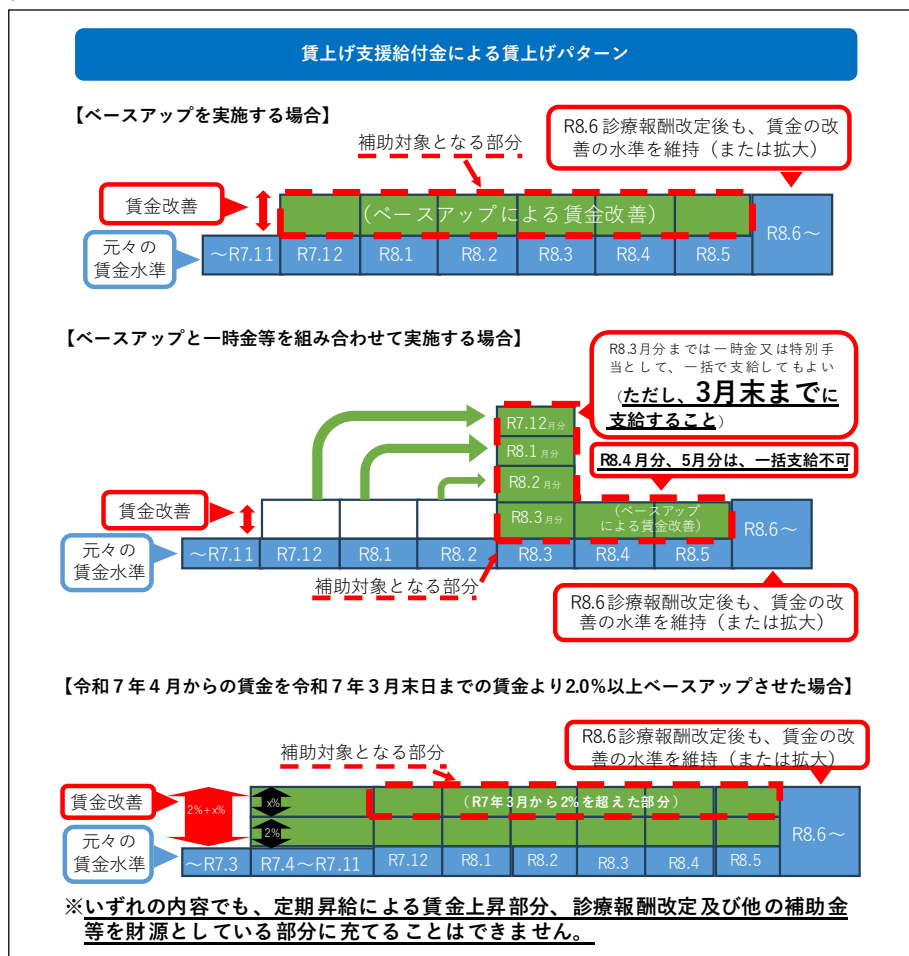
準のベースアップの維持又は拡大を対象職員に対して令和8年6月1日から行ってください。

(※1) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができます。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充ててください。

(※2) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引き上げに伴い増加する法定福利費等の事業者負担分も含むものとします。

(※3) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬（ベースアップ評価料等）及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできません。（例：令和7年度生産性向上支援事業費補助金で処遇改善を行なった場合、当該補助金を充てた部分に本給付金を充てることはできません。）

※賃上げパターンのイメージ



- ② 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させてはいけません。また、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないでください。その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられます。
- ③ 現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできますが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意してください。
- （※）現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種
- ・ 事務職員
 - ・ 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師
- ④ 本事業による賃上げ対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外です。
- ・ 対象医療機関等の管理者
 - ・ 対象医療機関等を開設する法人の理事長及び対象医療機関等を運営する個人事業主
 - ・ 薬局の開設者
- ⑤ 本事業では、対象事業所等が給付金を活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、6月1日からベースアップを実施したことを確認します。具体的には、「別紙様式1-2 賃上げ支援事業実績報告書」を都道府県知事に提出し、都道府県知事において算定した給付金が賃上げに充てられていることを確認します。
- ⑥ ⑤の確認の結果、算定した支給額の全部又は一部が賃上げの内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して給付額を確定します。

（2）物価支援事業について

給付金の支給を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮してください。

5 給付金の申請者

給付金の申請は法人（個人立の場合は個人）単位で一括して申請してください。

複数の施設を運営する場合は、まとめて申請してください。

6 申請書類の入手方法

対象事業所には、あらかじめ給付金申請案内のみ郵送します。申請書類は、下記ホームページから、ダウンロードしてください。

○令和8年度高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県物価高騰緊急対策事業給付金事務局

<https://iryou-koutoutaisaku-kochi.jp>

7 給付金申請期間

(1) 電子申請システム及び郵送での申請

令和8年6月22日（月）から

令和8年7月22日（水）まで（当日消印有効）※7月9日締切りから延長

8 申請の方法等

(1) 申請書等の提出

申請は、原則、電子申請とします。

なお、電子申請ができないやむを得ない理由等がある場合は、郵送での申請を受け付けます。申請書等の作成完了後、添付資料を添えて申請受付締切日までに下記の宛先に郵便で送付してください。郵送の場合は郵便トラブル等で申請書が届かないことも想定されます。特定記録等差し出した記録を残されるか、提出後、申請書の到着を事務局までお問い合わせいただくことをおすすめします。また、提出先を郵便局留めとしている都合上、郵便以外の提出は受付できませんのでご注意ください。

書類の提出先

高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金事務局

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神4丁目2-36 天神第一ビル3階 (株)グローバルキャスト
福岡営業所

電話番号：050-3096-8519（平日9：00～17：00）

メール：iryou_koutoutaisaku_kochi@global-cast.jp

事務局ホームページ：<https://iryou-koutoutaisaku-kochi.jp>

(2) 必要書類等

12 ページ「11 申請書兼実績報告書記載要領」を参考に作成してください。

《申請書類》		
給付金申請書兼実績報告書	別記第1号様式 高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金申請書兼実績報告書	※ 別記第1号様式は、高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金と共通しているため、両給付金を申請する場合は、1部のみ提出してください。 ※ 申請日を忘れずに記入してください。 ※ 振込先の口座は、申請事業所・施設を運営する法人(個人立は代表者)の口座に限りです。 ※別紙様式1-1は、賃上げ支援事業と物価支援事業を申請する場合、1部の提出で結構です。 ※ 賃上げ支援事業給付金を <u>2.0%超え部分に充てる場合は、別紙様式1-3の「2.0 超部分算定シート」の提出も必要となります。</u> ※賃上げ誓約書は、事業所単位で要件を満たしていることを確認し、法人単位で提出してください。
	賃上げ支援事業及び物価支援事業： ・別紙様式1-1 (必須) ・別紙様式1-2 (賃上げ支援事業に申請する場合は、法人単位で作成) ・別紙 対象施設報告シート (賃上げ支援事業に申請する場合は、法人単位で作成) ・別紙様式1-3 (賃上げ支援事業に申請する場合は、必要に応じて法人単位で作成) ・別添 賃上げ誓約書 (賃上げ支援事業に申請する場合は、作成すること。薬局は、別添 (薬局) 賃上げ誓約書を作成し、その他事業所は、別添 (有床診療所 (医科・歯科)、無床診療所 (医科・歯科)、訪問看護ステーション) 賃上げ誓約書を作成すること。)	
添付書類	①県税の滞納がない旨を証明する納税証明書 (県税事務所が発行する全税目の納税証明書又は県税の納税義務がない旨の申立書) ②給付金を振り込む口座の通帳の写し (口座名義人カタカナ、金融機関名、支店、口座番号及び預金種別を確認できる通帳の表紙及び通帳を開いた最初のページをコピーすること。)	

※添付書類は、高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金と共通です。

(3) 申請書等の提出後の補正

県において申請書等一式を受理後、申請内容の審査を開始します。申請書等内容に不備や確認事項がある場合は、個別に連絡の上、補正等の対応を行っていただきます。

また、申請書等の審査後は、原則、申請書内容の補正や追加等を行うことができませんので、申請書等の内容に誤りや不足等がないよう、提出前に十分確認をお願いします。

(4) 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、申請内容に応じた給付金を支給します。給付金の支給は、令和8年7月から順次開始する予定です。申請書等の審査完了から振り込みまで1～2ヶ月程度を想定していますが、「申請書の補正等で審査に時間を要する」「申請が多数集中した」等の理由により、振り込みが遅れる場合がありますことをご了解ください。

(5) 実績報告等

賃上げ支援事業及び物価支援事業の実績報告書は、申請書兼実績報告書の提出によりなされたものとみなします。

(6) 通知等

申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、「高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県医療施設等物価高騰対策事業給付金交付決定通知書」により通知します。

なお、申請書類の審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、「高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金不支給決定通知書」により通知します。

9 その他留意事項

- (1) 申請は、法人（個人立の場合は、個人）あたり1回限りとします。
- (2) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とします。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求めます。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、都道府県知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではありません。
- (3) 給付金に関する書類を整理し、補助金を交付した年度終了後5年間保管しなければなりません。
- (4) 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、検査を実施し、又は報告を求めることがあります。
- (5) (4) の検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると

判明した場合は、給付金の不支給を決定し、又は支給決定を取り消します。既に給付金の支給を受けている申請者は、給付金を返還するとともに、給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（給付金の額に年 10.95 パーセントの割合で計算した額）を支払わなければならない場合があります。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。

（６）申請書類に記載された情報については、給付金の支給や検査等に関する事務のほか以下の場合を除き、使用しません。

- ①県内の市町村が、独自に創設した物価高騰の影響を受けた医療施設等への運営費支援のための給付金に関する事業を実施するために必要であるとして、高知県に情報提供（申請者情報、振込先等）の依頼があった場合
- ②高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）第 5 条の規定に基づく開示請求を受けた場合
- ③国の行政機関等が給付金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で高知県に情報提供（申請書及び提出書類に記載された情報）の依頼があった場合

（７）上記（４）による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、高知県が給付金の返還等を求めた申請者については、法人名や対象施設名などの情報を公表することがあります。（虚偽申請であると認められた場合も、不支給とするとともに公表することがあります。）

10 問い合わせ窓口

御不明な点がある場合は、下記へご連絡ください。

令和 8 年度高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金事務局

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神 4 丁目 2-36 天神第一ビル 3 階 （株）グローバルキャスト
福岡営業所

電話番号：050-3096-8519（平日 9：00～17：00）

事務局ホームページ：<https://iryou-koutoutaisaku-kochi.jp>

※県では、本事業に係る申請書の受付、申請不備に係る申請者への照会、申請者からの問い合わせ対応等の事務局運営について「株式会社グローバルキャスト」へ委託しています。

11 申請書兼実績報告書記載要領（※事務局HPに公開している申請書類ファイル内には、記入例も添付していますので、ご確認ください。）

別記第1号様式 高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金給付申請書兼実績報告書

別記第1号様式（第5条、第9条関係）

高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び
高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金申請書兼実績報告書

（申請日）令和 年 月 日

高知県知事 様

法人単位（個人立の場合は個人）で申請をお願いします。

法人の場合は、法人住所を記載してください。個人の場合は事業所所在地を記載してください。

申請内容の問合せに対応可能な担当者氏名・連絡先等を記載してください。

普通預金や当座預金等の情報を記載してください。

過去に高知県に債権者登録をしている場合も必ず記載してください。

全ての項目がチェックされていないと申請できません。

申請内容

A 賞上げ支援事業 申請額計 ≤ 給付基準額計 チェック ○

申請額計 ※ 給付基準額計 ※ 給付決定額（選定額）

0 円 0 円 0 円

申請額計、給付基準額計及び給付決定額は、自動で転記されます。転記されない場合は、記載をお願いします。

給付決定額合計（A+B+C） 0 円

【高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金立止事項】

下記の通り相違ないことを確認の上、チェックボックスをチェックしてください。

□ 申請を行う事業所・施設について、「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」の申請を行っていません。

□ 高知市内に開設する医療施設等（病院を除く。）ではありません。

【申請に必要な添付書類チェックリスト】

＜全事業共通＞

□ 第1号様式 高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金申請書兼実績報告書

□ 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書または県税の納税義務がない旨の申立書

□ 給付金を振り込む口座の通帳の写し（口座名義人カタカナ、金融機関名、支店名、口座番号が確認できる部分）

＜A 賞上げ支援事業及びB 物価支援事業＞

□ 別紙様式1-1 高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金事業所・施設別一覧（必須）

□ 別紙様式1-2 賞上げ支援事業 実績報告書（賞上げ支援事業を申請する場合のみ、法人単位で作成すること。）

□ 別紙 対象施設報告シート（賞上げ支援事業を申請する場合のみ、法人単位で作成すること。）

□ 別紙様式1-3 2.0超部分算定シート（賞上げ支援事業を申請する場合のみ、必要に応じて法人単位で作成すること。）

□ 別添 賞上げ誓約書（賞上げ支援事業を申請する場合は、法人単位で作成すること。）

＜C 物価高騰緊急対策事業＞

□ 別紙様式2 事業所・施設別申請額一覧

別紙様式 1-1 高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金事業所・施設別一覧

別紙様式 1-1 は、賃上げ支援事業及び物価支援事業の申請に必須です。どちらか一方を申請する場合は、申請しない事業の欄を空欄にしてください。

No.	事業所種別(※1) プルダウンで選択してください	保険医療機関コード 又はステーション コード(診療所及び 薬局は10桁、訪問看護 ステーションは7 桁)	事業所・施設名	許可病床 数(※2)	薬局 グループ 内店舗数 (※3)	電話番号	郵便番号	住所	賃上げ支援事業(円)		物価支援事業(円)		事業所・施設 申請金額 合計(円)
									給付基準額 法人内 流用	申請額	給付基準額	申請額	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
合計													
給付基準額計 チェック													

① 記載方法は p13

② 記載方法は p14

③ 記載方法は p14

※1 薬局は、厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)又は特掲診療所の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の同一グループ内の店舗数に応じて選択すること。
 ※2 令和7年8月1日時点の病床数(令和6年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」(令和7年度に繰り越して実施)により同年8月2日以降に削減した病床数を除くこと)。
 ※3 厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)又は特掲診療所の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の同一グループ内の店舗数を記載すること。

(1) 別紙様式 1-1 の記載方法

No.	事業所種別(※1) プルダウンで選択してください	保険医療機関コード 又はステーション コード(診療所及び 薬局は10桁、訪問看護 ステーションは7 桁)	事業所・施設名	許可病床 数(※2)	薬局 グループ 内店舗数 (※3)	電話番号	郵便番号	住所
1	有床診療所 無床診療所 薬局(5店舗以下) 薬局(6店舗以上19店舗以下) 薬局(20店舗以上) 訪問看護ステーション							

① 保険医療機関コード又はステーションコードを記載してください。

② ハイフン(-)入りで記載してください。

厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)又は特掲診療所の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の同一グループ内の店舗数を記載してください。

事業所種別をプルダウンから選択してください。薬局は、厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)又は特掲診療所の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の同一グループ内の店舗数に応じて選択してください。

(2) 別紙様式 1 - 1 ② の記載方法

貸上げ支援事業(円)			物価支援事業(円)		事業所・施設別 申請金額 合計(円)
給付基準額	法人内 流用	申請額	給付基準額	申請額	
	有 無				

自動で入力されますが、入力されない場合は、本手引を参考に記載してください。

物価支援事業の申請金額の記載をお願いします。

貸上げ支援事業の申請額の記載をお願いします。

自動で入力されますが、入力されない場合は、本手引を参考に記載してください。

給付基準額を施設間で流用する場合は、流用したことが分かるようにプルダウンにて「有」を選択し、そうでなければ「無」を必ず選択してください。

(3) 別紙様式 1 - 1 ③ の記載方法

合計					

給付基準額計 ≥ 申請額計
チェック

○ ○

申請額を記載した列に「○」が表示されているか確認をお願いします。申請額計が給付基準額計を上回ると×になります。

(2) 別紙様式 1 - 2 ② の記載方法

実績報告書 (報告書)		
①：賃金改善の総額（自動計算）	0円	自動計算されます。
②：賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額（直接入力）	0円	自動計算されます。
③：給付対象経費（自動計算）（千円未満切り捨て）	0円	
④：賃上げ支援事業の申請額（別紙 対象施設報告シートから自動転記）	0円	
⑤：①-③：返還額（千円未満切り捨て）	0円	

診療報酬や補助金等が賃金改善に含まれている場合は、その額を記載ください。

別紙対象施設報告シートから転記されます。転記されない場合は、同一法人内（同一都道府県内に限る）の施設数を記載してください。

(3) 別紙様式 1 - 2 ③ の記載方法

賃金改善(法人全体)の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	
基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷ ①対象人数	0人	0円	0ヶ月	0円
法定福利費等の事業主負担分のみ算 出できる場合は、記載してくださ	0人	0円	0ヶ月	
(給付金を充て、算出時のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴 う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ)等 の増加分に用いた金額(算出が難しい場合は上記に含め てください。)	0人	0円	0ヶ月	
一時金または特別手当	0人	0円		

常勤職員の換算数は1としてください。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の
所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得
た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）としてください。

数値のみ記載してください。

令和8年6月1日以降の賃金
改善額を記載してください。

プルダウンから月数を選択し
てください。

職員1名あたりに支払った月額を記載してくださ
い。(例：月額5,000円の一時金を4ヶ月分支払っ
た場合は、5,000円を入力してください。)

（４）別紙様式 1－2 ④ の記載方法

令和7年度に2.0%を上回るペースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください

0円

2.0%を超える部分に本給付金を充てる場合は、【2.0 超部分算定シート】に必要事項を記載してください。
入力した値が自動で反映されます。

（５）別紙様式 1－2 ⑤ の記載方法

- ・職種別の賃金改善の内容を ⑤ の枠を増やし、職種毎に記載をお願いします。
- ・報告対象の職種は、看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）、40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師、事務職員、看護補助者、薬剤師（歯科診療所を除く、有床診療所、無床診療所（医科）のみ。）、40歳未満の勤務薬剤師（薬局のみ）※、歯科衛生士（歯科診療所のみ）及びその他の対象職種です。

薬剤師の報告は、歯科診療所を除く、有床診療所、無床診療所（医科）及び薬局が対象ですが、薬局は「40歳未満の勤務薬剤師」のみ報告してください。（有床診療所及び無床診療所（医科）は、40歳未満に限らず報告してください。）

※薬局薬剤師の賃金改善の例：「40歳未満の勤務薬剤師」欄を作成し、記載をお願いします。

40歳未満の勤務薬剤師の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以前の 賃金改善水準(最低入力) (比較対象は給付金による 賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ					0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ (ペースアップ昇給手当の増額など)	40人	2,000円	2ヶ月	2,000円	180,000円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに 伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分のみ) 等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に 含めてください。)					0円
一時金または特別手当	40人	18,250円	4ヶ月分		2,800,000円

リハビリ職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）は、訪問看護S Tのみ記載していただきますが、常勤（換算しない）10人以上を雇用していない場合は、報告不要です。それぞれの職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）について単独の賃金表がある場合は、10人未満であってもそれぞれの職種で記載をお願いします。

・事務局ホームページに公開している申請書類ファイル内の「別紙様式 1－2（記入例）」シート内に職種別記載例を作成しています。申請法人（個人事業主の場合は事業所）の給付対象職種以外の職種欄を削除し、「別紙様式 1－2」シート内に貼り付けるなどし、職種別賃金改善の内容の報告にご活用ください。

・本手引 18 ページに、具体的な記載例を示しています。

○別紙様式 1 - 2 の職種別賃金改善の内容記載例（看護職員等と事務職員の場合）

- ・ 給付対象職員：看護職員 5 名、事務職員 2 名
- ・ 賃上げパターン：令和 7 年 12 月から令和 8 年 3 月までの一時金を 3 月末までに支払い、令和 8 年 4 月及び 5 月は基本給を引き上げた。
- ・ 月額の賃金改善水準：7,000 円（一人あたり）

看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師） の賃金改善の内容	①対象人数 （常勤換算数）	②月額または 月額換算額	③月数	令和 8 年 6 月 1 日以降の ベースアップ月額水準 （直接入力）
基本給の引き上げ	5 人	7,000 円	2 ヶ月	7,000 円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ （ベースアップ評価手当の増額など）				
（給付金を充て、算出可能な場合のみ記載） 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに 伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業主負担分の み）等の増加分に用いた金額（算出が難しい場合は上 記に含めてください。）				
一時金または特別手当	5 人	7,000 円	4 ヶ月分	
事務職員の賃金改善の内容	①対象人数 （常勤換算数）	②月額または 月額換算額	③月数	令和 8 年 6 月 1 日以降の 賃金改善水準（直接入力） （比較対象は給付金によ る賃金改善前の水準）
基本給の引き上げ（①対象人数 × ②月額 × ③月数） ÷ ①対象人数）	2 人	7,000 円	2 ヶ月	
毎月決まって支払われる手当の引き上げ（①対象人 数 × ②月額 × ③月数）÷ ①対象人数）				
（給付金を充て、算出可能な場合のみ記載） 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに 伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業主負担分の み）等の増加分に用いた金額（算出が難しい場合は上 記に含めてください。）				
一時金または特別手当	2 人	7,000 円	4 ヶ月分	

別紙 対象施設報告シート

※法人単位で作成してください(個人事業主の場合は、事業所単位で作成してください)。
賃上げ支援事業を申請する場合は、作成が必須です。

[illegible]

別紙様式 1－3

※1名あたりの平均金額を記載してください。（対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください。）

※賃上げ支援事業の給付金を、令和7年3月31日時点の賃金水準と令和7年度を比較して2.0%を上回って実施し、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる場合は、別紙様式1－3を法人単位で（個人事業主の場合は、事業所単位で作成してください。）作成してください。

別紙様式1－3 2.0超部分算定シート

（注）本算定シートは実施要領で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることのできる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

1名あたり平均額 （対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください）							賃金改善の総額
賃金改善の内容（※）	I 令和7年3月31日時点の賃金水準（月額）	II 令和7年度中の賃金改善額（月額）	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額（IVの範囲内）	VI 本事業の支給額を充てる期間（最大：令和7年12月～令和8年5月の6ヶ月）	
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	0円	0円	#DIV/0!	#DIV/0!	0円	0ヶ月	0人
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる単位の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	0円	0円	#DIV/0!	#DIV/0!	0円	0ヶ月	0人
（充てた場合のみ記載）上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時給外手当、法定福利費（事業主負担分のみ）等の増加分に相当する金額（算出が難しい場合は上記に含めてください。）							0円

記載方法は p20

記載方法は p21

（※）計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は事業所ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。
例1：対象職員全体の賃金水準加重平均額を77,331円と77,121円とを比較し、77,121円から77,331円までの間の2.0%を上回る分に充てる。
例2：上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。
例3：対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

（1）別紙様式1－3 ① の記載方法

自動計算されます。

（対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください）

賃金改善の内容（※）	I 令和7年3月31日時点の賃金水準（月額）	II 令和7年度中の賃金改善額（月額）	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額（IVの範囲内）
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	0円	0円	#DIV/0!	#DIV/0!	0円
令和7年3月31日時点の月額賃金水準を記載してください。					0円
2.0%を上回る部分					

令和7年度中の月額の賃金改善額を記載してください。

「IV 本事業の支給額を充てられる上限月額」の範囲内で本事業の支給額を充てる月額を記載してください。
（例：IVが5000円であれば、本事業の支給額を充てる範囲を0～5000円で決めてください。）

(2) 別紙様式 1 - 3 ② の記載方法

Ⅵ 本事業の支給額を充てる期間 (最大: 令和7年12月～令和8年5月の6ヶ月)	Ⅶ 対象人数 (常勤換算数)	賞金改善の総額
0ヶ月	0人	0円
		0円
		0円

自動計算されます。

対象人数の数値を入力してください。

本事業の給付金を充てる期間を入力してください。
(例: 令和7年12月～令和8年5月の6ヶ月であれば、「6」と入力してください。)

2.0%を上回る部分に伴う賞与や法定福利費等(事業主負担分のみ)の増加分に充てた場合は記載してください。(算出が難しい場合は、上欄の金額に含んでください。)

別添（有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション）
賃上げ誓約書

薬局は、別添（薬局）賃上げ誓約書を作成し、その他種別の事業所（有床診療所、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション）は、別添（有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション）賃上げ誓約書を法人単位で作成してください（個人事業主の場合は、事業所単位で作成してください。）。

事業所単位で要件を満たしているか確認のうえ、チェックの記載をお願いします。

申請日等を必ず入力してください。

別添（有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション）

令和 年 月 日

法人名称
(個人事業主の場合は事業所名)

賃上げ誓約書 (有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション)

賃上げ支援事業に関して、次のとおり誓約します。また、誓約した内容のいずれかに虚偽が判明した場合は、給付金を返還します。

【賃上げ支援事業の対象施設であることの申出】

☐ 事業所単位で以下の①の要件を満たしている。

☐ ①：令和8年3月1日時点において、以下に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

項目	チェック	項目	チェック	項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ診療科（Ⅰ）		0102 入院ベースアップ診療科（医科）		P100 歯科外来・在宅ベースアップ診療科（Ⅰ）	
P102 入院ベースアップ診療科（歯科）		訪問看護ベースアップ診療科（Ⅰ）			

☐ 事業所単位で以下の②の要件を満たしている。

☐ ②：令和8年3月1日時点において、①に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ診療科を届け出る。

☐ ③：②に該当する場合の職種構成は以下のとおり。

項目	チェック	項目	チェック	項目	チェック
医師		歯科医師		その他医療に従事しない、専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員	

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

☐ ④：令和7年12月から令和8年5月までのベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大している。（④、⑤、⑥の重複可）

☐ ⑤：賃金表等や給与規程等の変更により時間を変更するため、一時金又は特別手当を3月までに支給し、令和8年4月1日から支給した対象職員のベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大している。（④、⑤、⑥の重複可）

☐ ⑥：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。（④、⑤、⑥の重複可）

☐ ⑦：本事業の給付額は④～⑥のために支出する。

☐ ⑧：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。

☐ ⑨：著しく偏った配分は行っていない。

☐ ⑩：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。

☐ ⑪：労働保険料の納付が適正に行われている。

☐ ⑫：給付金申請書兼実績報告書に記載の内容は、事実と相違ありません。

☐ ⑬：定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に、本給付金を充てない。

☐ ⑭：給付対象職員は、支援対象施設等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。）とし、給付対象事業者の管理者、給付対象事業者を開設する法人の理事長、給付対象事業者を運営する個人事業主及び薬局の管理者を除く。

④～⑥はいずれかに、⑦～⑭はチェックが必要です。

別添 賃上げ誓約書（薬局）

薬局は、本様式を法人単位で作成してください（個人事業主の場合は、事業所単位で作成してください。）。その他種別の事業所を運営している薬局は、別添賃上げ誓約書（有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション）も併せて提出ください。

申請日等を必ず入力してください。

事業所単位で要件を満たしているか確認のうえ、チェックの記載をお願いします。

令和8年6月1日時点で届出ていれば、チェックしてください。

②～④はいずれかに、⑤～⑫はチェックが必要です。

別添（薬局）	令和 年 月 日
法人名称 (個人事業主の場合は事業所名)	

賃上げ誓約書（薬局）

高知県知事 様

賃上げ支援事業に関して、次のとおり誓約します。また、賃上げ金を返還します。

【賃上げ支援事業の対象施設であることの申出】

☐ 事業所単位で以下の①の要件を満たしている。

☐ ①：令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている。

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

☐ ②：令和7年12月から令和8年5月までのベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大している。（②、③、④の重複可）

☐ ③：賃金表等や給与規程等の変更には時間を要するため、一時金又は特別手当を3月までに支給し、令和8年4月1日から支給した対象職員のベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大している。（②、③、④の重複可）

☐ ④：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。（②、③、④の重複可）

☐ ⑤：本事業の給付額は②～④のために支出する。

☐ ⑥：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。

☐ ⑦：著しく偏った配分は行っていない。

☐ ⑧：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。

☐ ⑨：労働保険料の納付が適正に行われている。

☐ ⑩：給付金申請書兼実績報告書に記載の内容は、事実と相違ありません。

☐ ⑪：定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に、本給付金を充てない。

☐ ⑫：給付対象職員は、支援対象施設等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。）とし、交付対象事業者の管理者、交付対象事業者を開設する法人の理事長、交付事業者を運営する個人事業主及び薬局の管理者を除く。

11 Q&A

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関するQ&A（第1版）

◎：都道府県向け、●：申請者向け

<共通>

1 都道府県が実施する事業について、国の交付決定前に実施した取組であっても対象になるのでしょうか（◎）

（答）

- 実施要綱に基づいた事業であれば補助対象として扱っていただき差し支えありません。

2 対象とならない開設主体はありますか。（●）

（答）

- ハンセン病療養所、防衛医科大学校病院、自衛隊病院、宮内庁病院、医療刑務所、国立障害者リハビリテーションセンター病院は対象外となります。

3 対象施設が申請時に提出する書類を教えてください。（●）

（答）

（病院について）

- 病院は国に直接、電子申請を行います。1月下旬から2月初旬にかけて以下の申請フォームにログインするためのID・パスワードを郵送していますのでご確認の上、初期設定をお願いします。

<https://mhlw-bucchin-shien.viewer.kintoneapp.com/public/system-lp>

- 申請書の記載方法等について不明な点があれば下記質問フォームやコールセンターまでお問い合わせください。

<https://mhlw-bucchin-shien.form.kintoneapp.com/public/contact>

物質支援事務局コールセンター：03-6745-8288

- 病院の賃上げ支援事業・物価支援事業の制度や内容に関するお問い合わせは以下のメールアドレスにお問い合わせください。

bucchin-shien(at)mhlw.go.jp ※（at）は@に置き換えてください。

（診療所等について）

- 診療所・薬局・訪問看護ステーションは各都道府県のHP等をご確認ください。

4 都道府県側で給付金の支給額を変更することはできるのでしょうか。（◎）

（答）

- 支給額を変更することはできません。

5 病院や有床診療所は令和7年8月1日時点の病床数、薬局は令和7年4月30日時点の店舗数に応じた支援となりますが、それぞれの時点以降に開設した施設の取扱いについて教えてください。また、無床診療所や訪問看護ステーションはいつの時点で運営している施設が対象となるのか教えてください。(◎・●)

(答)

- 令和7年8月2日以降に開設した病院や有床診療所、令和7年5月1日以降に開設した薬局については、本事業の申請時点で運営している施設の病床数や店舗数に応じた支援となります。その場合の病床数や店舗数は申請者から別途提出されている開設届等を確認してください。
- 無床診療所や訪問看護ステーションは本事業の申請時点で運営している施設を対象にしてください。

6 令和7年8月1日時点では病院として運営していた施設が申請時点では有床診療所や無床診療所として運営していた場合、どちらを対象として支援すべきでしょうか。(◎・●)

(答)

- 本事業の申請時点で運営している施設類型で申請・支援してください。
(例：令和7年8月1日時点では病院でしたが、本事業の申請時点では有床診療所となっていた場合は、有床診療所として申請・支援してください。)

7 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合や本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合は支給対象外となりますが、廃院・廃止を予定している場合の終期を教えてください。また、例えば、令和8年4月1日に病院から無床診療所に転換する場合等、施設類型を変更する場合の取扱いについて教えてください。(◎・●)

(答)

- 物価支援事業は医療機関等が足元の物価高騰に対応できるよう措置したものであるため、令和8年3月31日まで運営を継続している施設は対象として差し支えありません。
- 他方、賃上げ支援事業は確実な賃上げに繋げることを目的としているため、令和8年6月1日以降も運営され、本事業の実績報告期限となる同年8月1日まで運営を継続している施設を対象としますが、当該施設が同年7月31日までに廃院・廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合は対象として差し支えありません。
- なお、本事業の給付金の支給を受けた後、施設類型を変更した場合であっても、変更後も診療を継続している場合は支給対象となります。

8 申請時点で休止届を出している場合は支給対象となるのでしょうか。(◎・●)

(答)

- 対象となりません。

9 消費税の仕入控除税額の報告は不要ですか。(◎・●)

(答)

- 本事業の対象は特定の設備等を購入するための補助金ではないため、不要です。

10 指定管理の委託が行われている場合はどのように支給を受けたいのでしょうか。(●)

(答)

- 本事業の申請・給付等の権限について、指定管理元となる自治体等から指定管理先の法人等へ委任した上で、指定管理先の法人等から申請を行うことが可能です。

11 国が病院に直接支援して、診療所等には都道府県経由で支援する理由を教えてください。(◎・●)

(答)

- 病院は特に経営状況が厳しく、速やかに給付する必要があるため、都道府県での予算計上を経ず、国から直接支給することとしています。
- 診療所等に対する支援にあたっては、対象施設数が非常に多く、国からの直接支給は難しいことから、都道府県事務に係る予算を確保した上で、都道府県に交付事務を行っていただくこととしました。

12 本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。(◎・●)

(答)

- 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の使用許可病床数の合計となります。

13 病院の歯科外来や医科診療所に歯科診療所が併設されている場合の取扱いについて教えてください。(◎・●)

(答)

- 単に病院の1診療科として歯科外来がある場合は病院のみが給付対象となりますが、病院とは別に歯科診療所の開設届が出されている場合は病院と当該診療所の2つが給付対象となる
- また、医科診療所に歯科診療所が併設されている場合は、それぞれ開設者から開設届が出されている場合はそれぞれが給付対象となります。

＜病院賃上げ支援事業＞＜診療所等賃上げ支援事業＞

14 賃金改善の期間や基準月について教えてください。(●)

(答)

- 本事業は給付金によって賃金改善を行うことを目的としており、令和7年11月の賃金水準と比較して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、賃金改善を行った場合に対象となります。
- そのため、例えば、令和8年1月から3月までの間のみ賃金改善を行う場合等は本事業の対象となりません。
- また、令和7年12月以降の賃金改善については、令和8年3月までに実施する必要があります。

15 賃金改善の方法について教えてください。(●)

(答)

- 本事業の支給額を活用して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、対象職員の基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げを行うことが原則ですが、賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの間の最大4か月分の一時金（例：臨時賞与）又は特別手当（例：インフレ手当）を支給する方法でも差し支えありません。
- また、一時金や特別手当の支払いで賃金改善を行った場合でも、令和8年4月及び5月については基本給の引き上げや毎月支払われる手当の支給を行う必要があります。
- なお、一時金や特別手当で実施した賃金改善の水準と、これに続く基本給の引き上げや毎月支払われる手当の水準は、全く同じ水準とする必要はありませんが、本事業は賃上げに必要な経費として給付金を支給し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分はできません。また、4月及び5月に実施した賃金改善の水準と6月1日以降の賃金改善の水準は原則、維持・拡大していただきます。

16 賃金改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法について教えてください。(●)

(答)

- 基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分も含まれます。
- 決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含みますが、以下の諸手当は含まれません。

- ・月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
 - ・労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）
- 恒常的に夜間を含む交替勤務制をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当についても、毎月支払われる手当に含めて差し支えありません。
 - 専ら健診部門で勤務する職員等、直接、保険診療に携わっていない職員の賃金改善も、対象医療機関に勤務していれば含めて差し支えありません。
 - 法定福利費等の事業主負担分は、（基本給等＋賞与＋時間外手当の引き上げ分）×16.5%で簡便に計算することもできます。
 - これらについては、令和7年12月～令和8年5月の給与支給時に支払われるものが賃金改善の内容に含まれます。
 - なお、就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月（令和8年1月～6月）に支払われるものを含めることも可能です。

（参考）令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料では、夜勤職員の確保を行う観点から、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料による収入を、夜勤手当の増額に用いることを可能とすることが検討されています。

17 時給や日給を引き上げることはベースアップに該当するのでしょうか。（●）

（答）

- 基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップの引き上げに含まれます。
- なお、宿日直のみ対応する医師の宿日直手当の引き上げ分は含まれません。

18 育休中の職員は賃金改善の対象者に含まれるのでしょうか。（●）

（答）

- 育休の職員はベースアップ評価料の対象職員とならないため、本事業においても賃金改善の対象には含まれません。

19 一時金や特別手当の支払について留意点を教えてください。（●）

（答）

- 一時金や特別手当は、令和7年12月から令和8年3月までの最大4か月分を令和8年3月までに支払ったものが賃金改善の内容に含まれます。
- なお、例えば2月中に3月分までの一時金を支払うことも可能ですが、仮に支給を受けた職員が自己都合で3月に退職した場合、本来、3月分については返還されるべき部分となります。

一方、実際には、個々の事案ごとに、労働基準関係法令に照らして返還を求めることが可能かどうか判断されることになりますので、一時金等の支払方法については、慎重に判断してください。

20 ベースアップ評価料の届出期限について教えてください。(●)

(答)

- 施設基準の算定開始日は毎月1日となるため、本事業の場合は1日までを届出期限としていますが、閉庁日の翌開庁日(2日)に届出を行い受理されれば1日から算定できるため、その場合は1日に届け出たものと見なします。
- なお、届出期限の前月に新規開設したことにより給与の支払実績がない場合は翌月中のベースアップ評価料の届出が行えないこととなりますが、その場合については、翌月1日にベースアップ評価料を届け出た上で、その事実を証する書類を別途提出することで要件を満たすものとして取扱います。

21 賃金改善を行ったことを証明する書類(賃金台帳等)について、申請時や実績報告時に添付させる必要はありますか。(◎)

(答)

- 執行事務の簡素化を図る観点から、申請時や実績報告時の証拠書類の添付は求めておりません。
- ただし、賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、実績報告内容の確認等を行う際に必要に応じて提出又は提示を求めることがありますので、補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間は対象施設側で保管させるようにしてください。

22 同一法人が運営する複数の病院において法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の病院を運営している場合、職員の年齢構成の違い等により、病院毎の賃金改善の内容が必ずしも一定にならず、同一法人内の職員間で差が生じてしまいますが、どのように対応したらよいでしょうか。(●)

(答)

- 法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の病院を運営している場合は、同一法人内の一部の対象病院のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないことを前提に、当該法人が運営する複数の病院でまとめて賃金改善に必要な額を計算し、各病院の賃金改善額を算出して、これに本事業の支給額を充てることや、実績報告においても法人全体の賃金改善額で評価することが可能です。その場合の申請方法は、法人が各病院のID等や申請内容を取りまとめた上で、国へ申請を行い、法人の口座に振り込みを受ける形等により行うことが可能です。

- 診療所等賃上げ支援事業においても同様の取扱いとなりますが、診療所等が所在する都道府県ごとに申請を行う必要があるため、同一都道府県内に所在する診療所等について法人単位で当該都道府県に申請を行ってください。

(参考) 令和 8 年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料では、複数の保険医療機関を、給与体系を共通とする法人が有する場合には、給与総額や賃金改善総額の算出を、複数事業所で合算したうえで、按分できる仕組みや、実績報告においても合計で評価することとし、合計で給与改善総額が算定総額以上であればよいこととする仕組みが検討されています。

23 実施要綱には「原則として、(中略) 令和 8 年 6 月 1 日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とありますが、受診患者数等の影響によって、令和 8 年 6 月 1 日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるのでしょうか。

(●)

(答)

- ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。

24 本事業の給付金を活用して、法人本部の人事、事業部等や看護学校で働く者に対して賃金改善を行うことはできるのでしょうか。(●)

(答)

- 対象医療機関等の職員と兼務しており、勤務実態があれば本事業の給付金を活用して賃金改善を行うことが可能です。

25 賃金改善の期間中に採用した職員への取扱いについて教えてください。(●)

(答)

- 令和 7 年 12 月から令和 8 年 5 月までの間で採用した職員については、
- ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は採用月から令和 8 年 5 月までの月数分
 - ・一時金や特別手当は採用月から令和 8 年 3 月までの月数分
- は本事業の賃金改善に含まれます。

26 賃金改善の期間中に退職した職員への取扱いについて教えてください。(●)

(答)

- 令和 7 年 12 月から令和 8 年 5 月までの間で退職した職員については、
- ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は令和 7 年 12 月から退職月までの月数分

- ・一時金や特別手当は令和7年12月から退職月まで（遅くとも令和8年3月まで）の月数分

は本事業の賃金改善に含まれます。

27 公立医療機関では賃金改善するための予算措置や条例改正が必要となるため、令和8年4月以降でしか賃金改善を行えない場合もありますが、どのように対応したらよいでしょうか。また、本事業の支給額は人事院勧告を踏まえた賃金改善に充てることは可能でしょうか。（●）

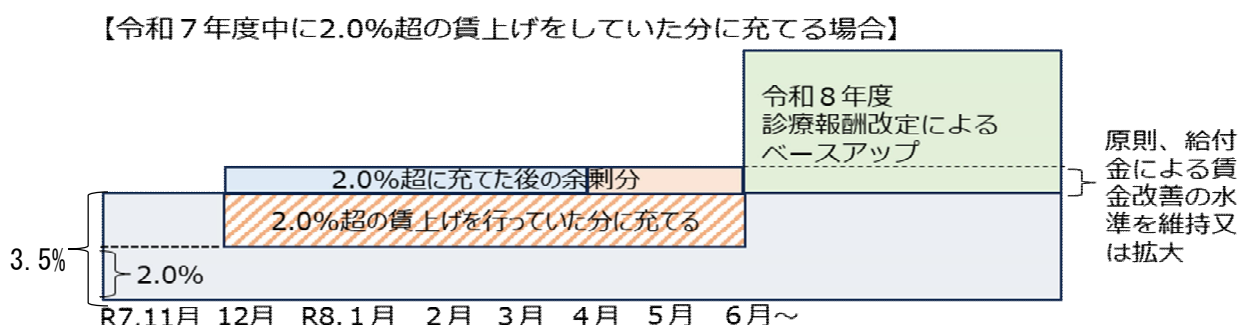
（答）

- ご質問のように、予算の議決や条例の改正が必要な場合は、令和8年3月までに賃金改善の意思決定を行った上で、
 - ・令和8年4月（又は5月）に、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げを令和7年12月に遡って実施し、同年4月及び5月は基本給又は決まって支払われる手当の引き上げを行った上で、6月1日以降の賃金改善の水準を原則、維持・拡大する方法が考えられます、
- また、本事業の支給額は人事院勧告を踏まえた賃金改善に充てることも可能です。

28 実施要綱には「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。」とありますが、具体的な事例や上回る部分の計算方法を教えてください。また、令和7年4月から11月までの間に採用した職員はどのように取り扱うべきか教えてください。（●）

（答）

- 本規定は、令和7年12月の賃金水準が前月から維持されたままであっても、同水準が令和7年3月31日時点の水準と比較して2.0%を上回ってベースアップされている場合に適用できるものです。
（例：令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、令和7年4月1日時点で対象職員のベースアップの水準が3.5%増となっており、当該水準のベースアップを令和7年12月から令和8年5月までの間継続していた場合は1.5%分×6ヶ月×対象職員数に本事業の支給額を充てることができます。）



- 上回る部分の計算方法については、例えば、令和7年3月31日時点で在籍している対象職員の基本給（月額）と、令和7年12月時点で在籍している当該職員の基本給（月額）を比較し、2.0%を上回っている部分を対象にすることが考えられます。なお、2.0%までの部分にはベースアップ評価料による賃金改善分も含まれていると見なしていますが、2.0%を上回っている部分にベースアップ評価料による賃金改善分が含まれている場合は当該部分を除いた部分が対象となります。
- また、令和7年4月から11月までの間に採用した職員についても、令和7年12月時点の当該職員の基本給（月額）が、当該職員と同一職種で同等の年齢・役職の職員の令和7年3月31日時点の基本給（月額）と比較して2.0%を上回っている場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができます。

29 実施要綱には「本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。」とありますが、具体的な事例を教えてください。（●）

（答）

- 本規定は、本事業の支給額によって賃金改善を図ったものの、他の賃金項目の水準を低下することで、賃金改善の効果を減殺することを防ぐために設けたものとなります。
- 他律的な要因（例：人事院勧告等）で毎月決まって支払われる手当の水準が引き下がることは本規定には該当しませんが、本事業の賃金改善の効果を減殺することを目的に引き下げた場合は、支給額の全額の返還を求める場合があります。

30 令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の「生産性向上・職場環境整備等支援事業」では、処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善にも給付金（病院は4万円/床、診療所等は18万円/施設）を充てることができましたが、今般の賃上げ支援事業との関係を教えてください。（●）

(答)

- 本事業の実施要綱では賃金改善の内容に「他の補助金等を財源として行っている部分に充てることはできない。」とあるため、「生産性向上・職場環境整備等支援事業」を活用して、基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げている部分や、令和7年12月分～令和8年3月分の一時金又は特別手当として支給している部分が明確に判別できる場合には、当該支給額を賃金改善の内容に含めることはできません。

31 本事業に加え、重点支援地方交付金による中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備事業を活用することは可能でしょうか。(◎・●)

(答)

- 同じ経費について、複数の補助金による補助を受けることは認められませんが、両方を職員の賃上げに活用すること(※)は可能です。
- ※ 例えば、本事業による賃金改善額への更なる上乗せや、本事業で対象としない者や経費に充てるものとして交付金を活用するといった方法が考えられます。

32 医療・介護サービスどちらも提供している訪問看護ステーションについて、介護分野の賃上げ支援補助金と本事業の双方を申請することは可能でしょうか。(●)

(答)

- 対象職員の賃金改善の水準が3.0%として、1.5%分に介護分野から、1.5%分に医療分野から充てる等、賃金改善を行う部分が重複しない場合は可能です。

<病院物価支援事業>

33 実施要綱にある「全身麻酔の手術総数」とは病床機能報告におけるどの報告数を報告すればよいでしょうか(●)

(答)

- 「全身麻酔の手術総数」には「算定日数」を記載してください。

34 実施要綱には、「救急車の受入件数」には、「平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」に定める第4条の規定に基づき、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)により指定された精神科救急医療確保事業に参画している医療施設及び身体合併症対応施設が都道府県等に報告した別紙様式1の「受診時間帯」の合計(上記の加算の判定に用いた期間と同一の期間における報告数)を加えることができる。」とありますが、精神科救急医療体制整備事業の対象医療機関は都道府県によってばらつきがあり、指定されていない場合でも休日日中や夜間に精神科救急で救急車等を受け入れている場合はどのように報告したらよい

でしょうか。(●)

(答)

- 精神科救急医療体制整備事業の対象医療機関外であっても、休日日中や夜間に精神科救急で救急車等を受け入れている場合は当該件数を申請してください。

35 令和6年度までは別々の病院が本事業の申請時点では統合して一つの病院として運営している場合、実施要綱にある「救急車の受入件数」はどのように申請したらよいでしょうか。(●)

(答)

- 令和5年度または令和6年度において、統合前の各病院の報告数のいずれか高い方を申請してください。

<診療所等賃上げ支援事業><診療所等物価支援事業>※薬局関係

36 実施要綱にある「所属する同一グループ内の保険薬局の数」とはどのような考え方となるのでしょうか。(◎)

(答)

- 各保険薬局が毎年8月1日時点の状況として地方厚生(支)局長へ届出の基準の適合性を確認し、その結果について報告行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している、令和7年4月30日時点の数となります。

なお、同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局となります。

- ① 保険薬局の事業者の最終親会社等
- ② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等
- ③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等
- ④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者

(特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)(令和6年3月5日保医発0305第6号)より)

高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金

1 事業の概要

光熱費や食材料費等の物価高騰において、国が定める公定価格により経営している医療施設等では、物価高騰の影響を価格に転嫁することができず、運営経費の負担が増大していることから、サービスの安定的な提供を継続できるよう、光熱費や食材料費等高騰分の経費の一部を支援する目的で、医療施設等に対して、「高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金」（以下「給付金」という。）を支給します。

2 申請要件

給付金の申請要件は、次の各号を全て満たす者（（３）を除き以下「申請者」という。）とします。

（１）高知市を除く高知県内の法人（地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く。）又は個人であつて、対象地域で対象事業所・施設（別表１）の許可、認可若しくは登録を受け、又は届出を行い、サービスを提供していること。

（２）対象事業所・施設については、令和８年１月１日までに開設していて、給付金の申請日時点で廃止していないこと。

なお、開設許可が必要な施設は、令和８年１月１日までに開設許可を受け、申請日時点で開設していること。

（３）申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成２２年高知県条例第３６号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、別表に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

（４）県税の滞納がないこと。

別表

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 支給額

対象事業所・施設	給付額（基準単価）
病 院	390,000 円 + 4,000 円 × 病床数（休床分を除く）
有床診療所（医科）	269,000 円 + 4,000 円 × 病床数（休床分を除く）
無床診療所（医科・歯科）	1 施設 × 85,000 円
薬 局	1 施設 × 42,000 円
訪問看護ステーション	1 施設 × 42,000 円
助 産 所	1 施設 × 20,000 円
施 術 所	1 施設 × 12,000 円

※ 対象は高知県内（高知市を除く。）に開設する医療機関等とする。ただし、病院については、高知市内の施設であっても、高知県の開設許可を受けている病院は対象とする。

※ 対象となる医療機関（病院、医科及び歯科診療所）は保険医療機関とし、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。訪問看護ステーションについては、「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」の給付を受ける場合は、本事業との重複申請は不可とする。

※ 対象となる「施術所」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）（以下「あはき法」という。）第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 条の 3 又は、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき知事に届出を行っている施術所の開設者であり、かつ今後も業務を継続するもので、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還払による保険診療を行っている施術所が対象となる。（ただし、休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は、要件を満たさないものとする。）また、同じ住所地（建物内）において、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。

※ 公立施設は対象外とする。

4 申請書類の入手方法

下記ホームページから、申請に必要な書類を印刷及びダウンロードできます。

○事務局ホームページ（開設日：6月22日）

<https://iryoku-koutoutaisaku-kochi.jp>

5 給付金申請者

給付金の申請は法人（個人立の場合は個人）単位で申請してください。複数の施設を運営する場合は、まとめて申請してください。

6 給付金申請期間

（1）電子申請及び郵送での申請

令和8年6月22日（月）から

令和8年7月22日（水）まで ※7月9日締切りから延長

※郵送の場合は当日消印有効

7 申請の方法等

（1）申請書等の提出

原則、電子申請とします。やむを得ない理由により電子申請ができない場合は、郵送で申請を受け付けます。申請書等の作成完了後、添付資料を添えて申請受付締切日までに下記の宛先に送付してください。郵送の場合は郵便トラブル等で申請書が届かないことも想定されます。特定記録等差し出した記録を残されることをおすすめします。また、提出先を郵便局留めとしている都合上、郵便以外の提出は受付できませんのでご注意ください。

●郵送による申請

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。

【宛先】〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神4丁目2-36 天神第一ビル3階

(株)グローバルキャスト 福岡営業所

「高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金事務局」

【電話番号】050-3096-8519（平日9:00～17:00）

（2）申請書類

下記表の申請書を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、提出していただ

いた申請書類は、返却しません。申請内容について確認が行えるよう、お手元に控えを残したうえで原本を提出してください。

(3) 申請書等の補正

事務局にて申請を受付後、審査を開始します。申請内容に不備や確認事項がある場合は、個別に連絡の上、補正等の対応を行っていただきます。

また、審査終了後は、原則、申請内容の補正や追加等を行うことができませんので、内容に誤りや不足等がないよう、確認をお願いします。

《申請書類》		
給付金申請書兼実績報告書	第1号様式 高知県医療従事者処遇改善等支援事業給付金及び高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金申請書兼実績報告書	※ 申請日を忘れずに記入してください。 ※ 振込先の口座は、申請事業所・施設を運営する法人（個人立は代表者）の口座に限ります。 ※ <u>令和7年度に高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金を申請し、受領した事業所・施設は、その際と同じ振込先を記載してください。</u>
	別紙様式2 事業所・施設別申請額一覧	※ 給付対象である事業所・施設ごとに記入してください。
添付書類	①県税の滞納がない旨を証明する納税証明書 （県税事務所が発行する全税目の納税証明書） ②給付金を振り込む口座の通帳のコピー （ <u>口座名義人カタカナ、金融機関名、支店、口座番号及び預金種別を確認できる通帳の表紙及び通帳を開いた最初のページをコピーしてください。</u> ）	

8 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、申請内容に応じた給付金を支給します。給付金の支給は、令和8年7月下旬から順次開始する予定です。申請書等の審査完了から振り込みまで1～2ヶ月程度を想定していますが、申請書の補正等で時間を要する場合は、振り込みが遅れる場合がありますことをご了解ください。

9 通知等

申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、給付金交付決定通知書により通知します。

なお、申請書類の審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、給付金不支給決定通知書により通知します。

10 その他

- (1) 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、検査を実施し、又は報告を求めることがあります。
- (2) (1) の検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、給付金の不支給を決定し、又は支給決定を取り消します。既に給付金の支給を受けている申請者は、給付金を返還するとともに、給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（給付金の額に年 10.95 パーセントの割合で計算した額）を支払わなければならない場合があります。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。
- (3) 申請書類に記載された情報については、給付金の支給や検査等に関する事務のほか以下の場合を除き、使用しません。
 - ① 県内の市町村が、独自に創設した物価高騰の影響を受けた医療施設等への運営費支援のための給付金に関する事業を実施するために必要であるとして、高知県に情報提供（申請者情報、振込先等）の依頼があった場合
 - ② 税務情報として使用する場合
 - ③ 高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）第 5 条の規定に基づく開示請求を受けた場合
 - ④ 国の行政機関等が給付金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で高知県に情報提供（申請書及び提出書類に記載された情報）の依頼があった場合
- (4) 上記（2）による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、高知県が給付金の返還等を求めた申請者については、法人名や対象施設名などの情報を公表することがあります。（虚偽申請で

あると認められた場合も、不支給とするとともに公表することがあります。)

高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金 Q & A

1. 高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金について

Q 1 この給付金の目的は何ですか。

昨今の光熱費や食材料費等の物価高騰において、国が定める公定価格により経営している医療施設等では、物価高騰の影響を価格に転嫁することができず、運営経費の負担が増大していることから、サービスの安定的な提供を継続できるよう給付金を支給するものです。

Q 2 支給額はいくらになりますか。

施設の種別により給付額は異なります。詳細は次の表をご確認ください。

1 支給対象事業所・施設	2 給 付 額 (基準単価)
病 院 ※1	390,000 円 + 4,000 円 × 病床数 (休床分を除く)
有床診療所 (医科) ※1	269,000 円 + 4,000 円 × 病床数 (休床分を除く)
無床診療所 (医科・歯科) ※1	1 施設 × 85,000 円
薬 局 ※1	1 施設 × 42,000 円
訪問看護ステーション ※1	1 施設 × 42,000 円
助 産 所	1 施設 × 20,000 円
施 術 所 ※2	1 施設 × 12,000 円

※1 対象となる医療機関（病院、医科及び歯科診療所）は保険医療機関とし、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

※2 対象となる「施術所」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）（以下「あはき法」という。）第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 条の 3 又は、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき知事に届出を行っている施術所の開設者であり、かつ今後も業務を継続するもので、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還払による保険診療を行っている施術所が対象となる。（ただし、休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は、要件を満たさないものとする。）

また、同じ住所地（建物内）において、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。

※3 公立施設は対象外とする。

※4 「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」の給付を受ける場合は、本事業の対象としない。

Q 3 支給された給付金の用途制限はありますか。

用途制限はありません。なお、実績報告も必要ありません。
ただし、虚偽の申請があった場合は、給付金の返還となります。

Q 4 給付金は法人税や所得税の課税対象になりますか。

対象になります。詳しくは、管轄の税務署にお問い合わせください。

Q 5 給付金は、消費税の課税対象になりますか。

消費税の課税対象にはなりません。(不課税)

※消費税は、事業として何かを売ったり、貸したり、サービスを提供した際に、その対価として得られる売上に対して課税されるものです。本給付金は、サービス等の対価として支払うものではないため、消費税の課税対象にはなりません。

2. 給付金の支給対象施設について

Q 6 どのような施設が対象になりますか。

所在地が高知県内にあり、令和8年1月1日までに開設している事業所・施設が対象になります。なお開設許可が必要な施設は、令和8年1月1日までに開設許可を受け、申請日時点で開設している(廃止していない)必要があります。

※次のいずれかに該当する者が設置する事業所・施設は、対象外になります。

- (1) 設置者が国、県又は市町村
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 県税に滞納がある者
- (4) 上記のほか、本給付金の目的に照らして適当でないと認めた者

Q 7 休止中の事業所は対象になりますか。

令和8年1月1日時点で休止中の事業所・施設は、給付金の対象になりません。

Q 8 事業所・施設は高知県内にあるものの、本社(本部)が高知県内にない場合は対象になりますか。

本社(本部)が高知県外であっても、高知県内を所在地とする事業所・施設が存在する場合は当該事業所・施設分については対象になります。

ただし、県外に所在する事業所・施設分については、本給付金の対象外であり、申請できません。

Q 9 同様の趣旨の給付金を他団体(国、市町村)から受けている(又は受ける予定が

ある)のですが、県の給付金を申請することができますか。

可能です。

ただし、県の給付金を受給した場合に他団体の給付金を受けることができるか否かは、他団体の支給要件をご確認ください。

Q10 高知市所在の事業所・施設は対象になりますか。

高知市に所在する事業所・施設は、対象外になります。高知市が実施する物価高騰対策事業をご活用ください。

ただし、県の開設許可を受けている病院は、所在地が高知市であっても対象となります。

Q11 自由診療のみを扱う医療機関、施術所は支給対象になりますか。また、保険指定を受けていない薬局は支給対象になりますか。

公定価格のため医療費に転嫁できない医療施設等の支援を目的としていますので、支給の対象ではありません。

Q12 同じ住所地（建物内）で、複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられますか。1施設のみしか支給対象にならないでしょうか。

施設単位の支給になります。

例えば、A法人が病院と訪問看護ステーションを運営している場合、病院と訪問看護ステーションどちらの支給も受けられます。

なお、「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」を申請する訪問看護ステーションは、対象外になります。

※施術所については取扱いが異なりますので、Q13をご確認ください。

Q13 同じ住所地（建物内）で、整骨院と鍼灸院を開設している（それぞれ開設届出等を行っている）場合は、給付金はいずれの施設でも申請できますか。

同一の開設者が同一の場所で運営する施術所については、一つの施術所としてみなしますので、重複申請はできません。いずれか一方の施設より申請してください。

Q14 施術所の開設者であり、出張施術業務者としても届出をしている場合は、重複申請ができますか。

同一住所である場合は一つの施術所としてみなしますので、重複申請はできません。施術所の所在地と出張施術業務者の届出住所が異なる場合は、別の施術所としてみなしますので、要件等を満たしていればそれぞれの施術所で申請ができます。

Q15 ひとつの法人が複数の支給対象事業所・施設を運営している場合は、事業所・施

設単位、それとも法人単位で申請となりますか。

法人が運営する高知県内に所在する施設分をとりまとめて1回で申請してください。

Q16 病床数は、令和8年1月1日時点で病院又は有床診療所にある全ての病床が対象になりますか。

休床中の病床及び介護療養病床は対象外になります。
それらを除いた数で申請してください。

Q17 令和8年1月1日時点で全ての病床を休床している場合は、有床診療所で申請できますか。

無床診療所で申請してください。

Q18 高知市に病院と訪問看護ステーションがあるが、まとめて申請できますか。

病院は申請できますが、訪問看護ステーションは対象外になります。

訪問看護ステーションについては、高知市が実施する物価高騰対策事業が対象となります。

3. 申請方法について

Q19 給付金はいつごろ支給されますか。

給付金の支給は、令和8年7月下旬から順次開始予定です。申請書等の審査完了から振り込みまで1~2ヶ月程度を想定していますが、申請書に不備があり修正に時間を要した場合等は、遅れる可能性があります。

Q20 申請書類の提出方法はどのような方がいいですか。

原則、電子申請で申請してください。視覚障害のある方や、インターネット環境がない方は郵送での申請を受けます。

【問い合わせ先】

電 話 番 号 : 050-3096-8519

受 付 時 間 : 午前9時00分~午後5時00分(土日祝日を除く)

メールアドレス : iryou_koutoutaisaku_kochi@global-cast.jp

F A X : 092-753-6315

【郵送による申請の場合の提出先】

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神 4-2-36 天神第一ビル 3 階
株式会社グローバルキャスト 福岡営業所
高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金事務局
(申請期限：令和 8 年 7 月 22 日（水）※当日消印有効)

なお、申請書類到着状況を申請者側で確認できるよう、郵送される際には、書留、簡易書留、レターパック等追跡ができる方法での郵送を推奨しています。

Q21 申請書類には何が必要ですか。

以下の 4 種類の書類をご準備ください。

- ①給付金申請書兼実績報告書（第 1 号様式）
- ②事業所・施設別申請額一覧（別紙様式 2）
- ③県税の滞納がない旨を証明する納税証明書
- ④給付金を振り込む口座の通帳のコピー

Q22 県税の滞納がない旨を証明する納税証明書はどこで入手できますか。

県税事務所で発行しています。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。
全税目について滞納がないことが証明された納税証明書の提出をお願いします。

Q23 納税証明書は非課税なので提出しなくていいですか。

非課税の方でも納税証明書は取得できるので提出する必要があります。

Q24 納税証明書はいつ取得したものでもいいですか。

申請日前 3 ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

Q25 視覚障害のため県税事務所へ行くことができないがどうすればいいですか。

希望する方に限り「県税完納情報の提供に係る同意書」と「本人確認書類の写し」を、申請書類に添付していただくことで、納税証明書に代わるものとし、完納状況の確認は県が行います。

Q26 視覚障害のため、申請書に記入ができません。代筆でもいいですか。

代筆で構いません。

ただし、代筆の申立書と代筆者の本人確認書類の写し、申請者の障害者手帳の写しを添付してください。

Q27 本人確認書類とは何ですか。

マイナンバーカード、健康保険証、障害者手帳、パスポート、年金手帳などがあ

ります。

Q28 提出した書類等は返却してもらえますか。

申請手引きに記載のとおり、提出した書類等の返却はできません。

Q29 申請書類を書き損じました。新しい申請書類はどこで入手できますか。

下記ホームページに掲載しています。書き損じた場合など、新しい申請書類が必要な場合は、ホームページよりダウンロードしてください。

事務局ホームページ → <https://iryou-koutoutaisaku-kochi.jp>

ネット環境が無い場合は、高知県医療施設等物価高騰緊急対策事業給付金事務局へ連絡して、再送付を依頼してください。

Q30 申請書の書き方がわかりません。

申請書の記入例と手引きをご参照ください。それでもご不明な場合は、事務局まで問い合わせてください。

4. その他

Q31 申請書類の審査状況、給付金の支給日等が知りたいです。

個別の進捗状況をお答えすることはできません。申請書に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡します。

Q32 申請内容について、電話やメールで照会が行われることはありますか。

申請書に不備があった場合等には、修正をお願いするために事務局から連絡をすることがあります。

事務局から問い合わせをする場合の発信元は次のとおりです。特殊詐欺にはご注意ください。

【電話番号】：050-3096-8519

【メールアドレス】：iryou_koutoutaisaku_kochi@global-cast.jp